

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.137

令和5年9月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

【はさまれ・巻き込まれ災害】

業種	その他の木材・木製品製造業	経験年数	3か月	年齢	50代
発生年月	令和4年10月	発生時刻	11時		
発生状況	工場内において、昇降盤（丸のこ盤）を使用し、板を切っている作業中、手の指が丸のこの歯に触れ、受傷したもの。				
負傷の程度／部位	左母指不全切断及び開放骨折	休業見込期間 若しくは死亡	30日		

【災害発生原因】

- ① 災害発生時、丸のこ盤の歯の接触予防装置を取り外した状態で作業を行っていたこと。
- ② 雇入れ時の安全教育が十分に行われていなかったこと。

【再発防止対策】

- ① 丸のこ盤を使用する際には、歯の接触予防装置を取り付けた状態で作業を行うこと（安衛則第123条）。
- ② 労働者を雇い入れた際に、機械の危険性や、安全装置の取扱方法等について安全教育を行うこと（安衛則第35条）。



◆ 安全衛生の窓 ◆

《死亡災害ゼロ300日達成！》

筑西労働基準監督署では、「死亡災害ゼロ連続日数300日」を目標としてきましたが、管内事業場の皆様のご協力により、令和5年8月9日をもって目標の300日を達成することができました。

今後とも死亡災害の撲滅に向け、引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

